

安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務

(2) 業務の目的及び内容

本施設は、地域住民や移住者、企業及び各種団体等が集い交流することで、地域コミュニティの醸成及び地域共創の推進につなげるとともに、若年女性及び子育て世代をはじめとする多様な人材に対して、多様な就業機会の創出を図る拠点として整備するものである。

また、利用者が安心して活用できるよう、安全性や利便性に配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、独創性や付加価値を加えた基本設計が可能な事業者を選定することを目的とする。

(3) 業務の内容

別添「安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務の概要」のとおり

(4) 業務日数

170日（予定）

2 予算額（見積限度額）

22,209千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

別添に定める「安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4 実施形式

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。

あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するというのではなく、候補者と安

芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。なお、参加申込書提出時点で登録されていない者については、企画提案書提出締切日（8月17日）までに当該名簿への登録を完了していること。

※入札参加資格者名簿への登録にあたっては、下記の書類を企画調整課（0887-35-1012）に提出し、手続きを行うこと。

■ 必要な書類

- ・一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
- ・営業に関する登録の証明書（写し可）
- ・測量等実績調書（過去2年分の主な委託業務を記載）
- ・営業所一覧表
- ・技術職員名簿
- ・財務諸表
- ・商業登記簿謄本（法人の場合・写し可）
- ・代表者の身分証明書（個人の場合）
- ・納税証明書（国税〈消費税含む〉・都道府県税・市町村税すべてについて滞納がない証明）
- ・委任状（契約を委任する場合・任意様式）
- ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ・資本関係又は人的関係に関する申告書
 - ※該当がある場合は所定様式に記入
 - ※該当なしの場合は「該当無し」と記入して提出
 - ※親会社・子会社関係や役員の兼任がある会社は同一入札への参加制限あり

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。参加申込書等の提出期限の日から契約締結までの間に、安芸市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞

納していない者であること。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

7 参加条件

- (1) 管理技術者は、参加申込書等を提出した者と直接的な雇用関係にあること。
- (2) 管理技術者は、一級建築士とし、かつ実務経験年数が 5 年以上あること。

8 質疑と回答

- (1) 提出方法：質問書（別紙様式第 6）を持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。（ただし、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL：0887-35-1020）
- (2) 提出期限：令和 8 年 7 月 2 日（木）12 時 必着
- (3) 提出先：〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1 安芸市教育委員会 生涯学習課
E-mail：gakushu@city.aki.lg.jp
FAX：0887-35-1051
- (4) 質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 6 日（月）までに安芸市公式ホームページに掲載する。

9 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式第 1）に関係書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和 8 年 7 月 9 日（木）15 時 必着
- (3) 提出先：「8 - (3) 提出先」と同じ。
- (4) 提出書類：参加申込書（別紙様式第 1）、設計事務所の概要（別紙様式第 2）、設計事務所の主要業務実績（別紙様式第 3）、管理技術者の業務実績等（別紙様式第 4）
- (5) 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。資格要件の確認結果は、令和 8 年 7 月 13 日（月）までに電子メールにて通知する。

10 企画提案書の提出等

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和 8 年 8 月 17 日（月）12 時 必着
- (3) 提出先：「8 - (3) 提出先」と同じ。
- (4) 提出書類：別途定める「安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

11 審査方法

別途定める「安芸市本町コワーキングセンター新築工事基本・実施設計委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

12 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和8年8月31日（月）に、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

13 日程（公募型）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年6月25日（木） |
| (2) 質疑締切 | 令和8年7月2日（木）12時 必着 |
| (3) 参加申込書等提出締切 | 令和8年7月9日（木）15時 必着 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和8年8月17日（月）12時 必着 |
| (5) 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和8年8月24日（月） |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年8月31日（月）予定 |

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を届出書（別紙様式第7）により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（様式自由）を提出すること。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の①～③のいずれかに該当した場合、参加者は失格とする。
 - ①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合
 - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) 企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

16 問合せ先

「8－（3）提出先」と同じ（担当：生涯学習課 野崎、大崎）